

輸出される食品等に関する証明書関係Q & A

（このQ&Aは、輸出先国が証明書の対象としている食品（農産品、加工産品等）及び飼料に関するものです。ただし、水産物及び酒類は除きます。）

農林水産省食料産業局
輸 出 促 進 課

目 次

I 総論		VI 放射性物質検査	
・ 証明の種類	．．． I-1	・ 放射性物質検査証明書	．．． VI-1
・ その他の証明	．．． I-1	・ 分析機関	．．． VI-1
・ 証明書の発行対象国	．．． I-2	・ サンプルング・ロット	．．． VI-2
・ 窓口・発行機関	．．． I-3		
・ 申請者	．．． I-3	VII 国別事項	
・ 申請方法	．．． I-3	・ 中国	．．． VII-1
・ 証明書添付の事例	．．． I-4	・ 香港	．．． VII-3
		・ マカオ	．．． VII-5
II システム利用申請		・ 韓国	．．． VII-6
・ システム利用申請	．．． II-1	・ シンガポール	．．． VII-7
・ 利用申請書の作成方法	．．． II-2	・ ブルネイ	．．． VII-8
・ 変更届出書の提出	．．． II-4	・ EU等	．．． VII-9
・ IDの管理	．．． II-4	・ 仏領ポリネシア	．．． VII-12
		・ アラブ首長国連邦ドバイ首長国 及びアブダビ首長国	．．． VII-13
III 証明書発行手続		・ レバノン	．．． VII-14
・ 証明書発行全般	．．． III-1	・ バーレーン	．．． VII-15
・ 申請方法等	．．． III-3	・ オマーン	．．． VII-16
・ 証明書発行対象品目	．．． III-3	・ エジプト	．．． VII-17
・ システム利用開始	．．． III-4	・ モロッコ	．．． VII-18
		・ ブラジル	．．． VII-19
IV 添付書類			
・ 要領に定める確認書	．．． IV-1		
・ 確認書類	．．． IV-1		
V 産地の考え方			
・ 産地証明書	．．． V-1		
・ 生鮮食品	．．． V-1		
・ 加工食品	．．． V-1		